

○みなかみ町移住支援金支給要綱

令和3年3月16日

告示第50号

みなかみ町移住支援金支給要綱（令和元年告示第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、東京圏からみなかみ町への移住者に移住支援金を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏からみなかみ町への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

（令6告示75・一部改正）

（支給要件及び移住支援金の額）

第2条 みなかみ町長は、第1号から第4号までの要件を全て満たす転入者に対し、予算の範囲内において、第5号の2人以上の世帯の要件を満たす場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。この場合において、令和4年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住したときは、18歳未満の世帯員1人につき30万円を限度として町長が定める額を移住支援金に加算して支給することができる。

（1）移住元に関する要件 次に掲げる事項を全て満たすこと。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関）へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も上記ア、イの対象期間とすることができる。

（2）移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア みなかみ町に平成31年4月26日以降（第2条第1号ウ並びに第3号イ及びウの要件を適用する場合は令和3年4月1日以降）に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、みなかみ町に転入した日（以下「転入日」という。）

の翌日から起算して1年以内であること。

ウ みなかみ町に、移住支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) 地域の担い手としての役割に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて（イ）の求人を行った法人に就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務（原則として、恒常的に通勤しないことをいう。）し、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 内閣府地方創生推進室が実施していたデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 関係人口に関する要件 みなかみ町内の空き家等を自らの居住の用に供するため、宅地建物取引業者による仲介によって所有者等と購入契約を締結した者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものであること。

(ア) 農林水産業に就業する者

(イ) 家業等へ就業する者

(ウ) みなかみ町に本店又は支店が存する企業に勤務している者

(エ) 自治会、地域づくり団体等が関わる地域づくり活動又は地域課題の解決に向けた取組に参加する意思があり、移住後も当該活動等を継続する意向のある者

エ 起業に関する要件 地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して

群馬県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

コ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

サ 移住支援金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）（第5号の規定による世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員とする。）が過去10年以内に当該申請者又は世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、当該申請者が移住支援金を全額返還した場合又は18歳未満の世帯員だった者が過去の申請時から5年以上経過し、18歳以上となった場合であって、みなかみ町長が認めるときを除く。

シ その他群馬県及び申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(5) 世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月26日以降（第2条第1号ウ並びに第3号イ及びウの要件を適用する場合は令和3年4月1日以降）に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入日の翌日から起算して1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会

的勢力と関係を有する者でないこと。

(令4告示45・令5告示98・令6告示75・一部改正)

第3条 削除

(令6告示75)

(申請)

第4条 申請者は、転入日の翌日から起算して1年以内(第2条第3号アの要件を満たす者については、就業後)に次に掲げる書類をみなかみ町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
- (2) 移住支援金支給申請書(様式第6号)
- (3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
- (4) 移住先の就業先の就業証明書(様式第7号)(第2条第3号アの要件に該当する場合、又は第2条第3号ウの要件で就業により地域の担い手として申請する場合に限る。)
- (5) 所属先企業等の就業証明書(様式第8号)(第2条第3号イの要件を満たす場合に限る。)
- (6) 移住元の住民票の除票の写し(2人以上の世帯向けの金額を申請する場合にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類をいう。)
- (7) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤時間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類をいう。)(第2条第1号に規定する東京23区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする被用者又は雇用者に限る。)
- (8) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類をいう。)(第2条第1号に規定する東京23区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。)
- (9) 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類をいう。)(第2条第1号に規定する東京23区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。)
- (10) 通学していた東京23区内の大学等の卒業証明書(移住元での通学期間を確認できる書類をいう。)(第2条第1号ウの要件に該当する場合に限る。)
- (11) 移住支援金の関係人口要件に係る認定申請書(様式第8号の2)(第2条第3号ウの要件に該当する場合に限る。)
- (12) 起業支援事業の交付決定通知書(第2条第3号エの要件に該当する場合に限る。)

(令6告示75・一部改正)

(支給決定及び支給方法)

第5条 みなかみ町長は、前条の申請が第2条第1号から4号まで（2人以上の世帯向けの申請を受ける場合にあっては、第2条第5号の要件も含む。）の要件を満たしていると認めるときは、支給決定通知書（様式第9号）を交付し、速やかに、移住支援金の全額を一括で支給するものとする。

（支援金の返還）

第6条 みなかみ町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、みなかみ町長が認めた場合には、この限りではない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満にみなかみ町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
（第2条第3号アの要件を満たすことにより移住支援金を受給した場合に限る。）

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内にみなかみ町から転出した場合

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、みなかみ町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日告示第45号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月15日告示第98号）

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年6月12日告示第113号）

この告示は、令和5年6月12日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第75号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のみなかみ町移住支援金支給要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請される移住支援金について適用し、同日前に申請される移住支援金については、なお従前の例による。

様式第1号 削除

(令6告示75)

様式第2号 削除

(令6告示75)

様式第3号 削除

(令6告示75)

様式第4号 削除

(令6告示75)

様式第5号 削除

(令6告示75)

様式第6号 (第4条関係)

(令5告示113・令6告示75・一部改正)

様式第7号 (第4条関係)

(令6告示75・一部改正)

様式第8号 (第4条関係)

(令6告示75・一部改正)

様式第8号の2 (第4条関係)

(令6告示75・追加)

様式第9号 (第5条関係)